

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】をご受講いただきありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明いたしました。誠に申し訳なく存じます。お手数をお掛けしますが、お手元のテキストを修正していただけますようお願いいたします。

【不登法Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
148	13-12	○ 共同相続登記 <u>後</u> に遺産分割協議が成立した場合は、「 <u>遺産分割</u> 」を原因として持分移転登記を申請することになる。これは、所有権を取得した者を登記権利者、他の相続人を登記義務者とする <u>共同申請</u> を原則とするが、登記権利者の <u>単独申請</u> を認める見解がある（民事月報 Vol178.5）。なお、「 <u>遺産分割</u> 」を原因とする <u>更正登記</u> により、かつ、 <u>登記権利者が単独</u> で申請することも可能となった（令 5.3.28 第 538 号）。	